

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公開番号】特開2017-171443(P2017-171443A)

【公開日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-037

【出願番号】特願2016-59266(P2016-59266)

【国際特許分類】

B 6 5 G 1/137 (2006.01)

【F I】

B 6 5 G 1/137 F

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月25日(2019.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

荷物のセンシング情報に基づき、当該荷物に投影する投影画像を生成する投影指示装置であって、

プロセッサと、

メモリと、を備え、

前記プロセッサは、前記メモリと協働して、

前記センシング情報である荷物の画像に基づき、荷物が拾い上げられた否かを判定し、前記荷物が拾い上げられたと判定した場合、前記荷物の詳細情報を含む投影画像を生成する、

投影指示装置。

【請求項2】

請求項1に記載の投影指示装置であって、

前記プロセッサは、前記メモリと協働して、

前記荷物の画像に基づいて前記荷物の移動を追跡し、

前記荷物が等速直線運動を行わなくなったことを検知した場合、前記荷物が拾い上げられたと判定する、

投影指示装置。

【請求項3】

請求項1に記載の投影指示装置であって、

前記プロセッサは、前記メモリと協働して、

前記荷物の画像に基づいて前記荷物の移動を追跡し、

前記荷物がコンベアから離れたことを検知した場合、前記荷物が拾い上げられたと判定する、

投影指示装置。

【請求項4】

請求項1に記載の投影指示装置であって、

前記プロセッサは前記メモリと協働して、

前記荷物の画像に基づいて前記荷物の移動を追跡し、

前記荷物の一部が、前記荷物が存在すべき処理対象空間から外に出たことを検知した場

合、前記荷物が拾い上げられたと判定する、

投影指示装置。

【請求項 5】

請求項 1 に記載の投影指示装置であって、  
前記詳細情報が、前記荷物を配置すべき位置の情報を含む、  
投影指示装置。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の投影指示装置であって、  
前記詳細情報は、作業者が荷物をどの位置へ返り置きすべきかを示す情報を含む、  
投影指示装置。

【請求項 7】

請求項 5 に記載の投影指示装置であって、  
前記配置すべき位置の情報が、荷物を積み込むトラックの荷台の特定位置の情報を含む、  
投影指示装置。

【請求項 8】

請求項 1 に記載の投影指示装置であって、  
前記センシング情報は、各画素が撮像位置からの距離を示す距離情報を含む距離画像である、  
投影指示装置。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の投影指示装置と、荷物に貼付されたラベルから荷物特定情報を読み取るラベルリーダと、前記画像を取得する画像センサと、投影画像を前記荷物に投影する映像出力装置と、を備える荷物仕分けシステム。

【請求項 10】

荷物のセンシング情報に基づき、当該荷物に投影する投影画像を生成する投影指示方法であって、

プロセッサがメモリと協働して、

前記センシング情報である荷物の画像に基づき、荷物が拾い上げられた否かを判定し、  
前記荷物が拾い上げられたと判定した場合、前記荷物の詳細情報を含む投影画像を生成する、  
投影指示方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

本開示は、荷物のセンシング情報に基づき、当該荷物に投影する投影画像を生成する投影指示装置であって、プロセッサと、メモリと、を備え、前記プロセッサは、前記メモリと協働して、前記センシング情報である荷物の画像に基づき、荷物が拾い上げられた否かを判定し、前記荷物が拾い上げられたと判定した場合、前記荷物の詳細情報を含む投影画像を生成する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

本開示は、荷物のセンシング情報に基づき、当該荷物に投影する投影画像を生成する投

影指示方法であって、プロセッサがメモリと協働して、前記センシング情報である荷物の画像に基づき、荷物が拾い上げられた否かを判定し、前記荷物が拾い上げられたと判定した場合、前記荷物の詳細情報を含む投影画像を生成する。